

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課	
許 認 可 等 名	徳島市生涯福祉センターの施設等の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市生涯福祉センター条例	
根 拠 条 項	第 7 条 の 1 項	
連 絡 先	有限責任事業組合リフレ（電話 657-0190）	
審 査 基 準	基 準	<p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるかの有無。</p> <p>(2) 生涯福祉センターの施設又は付属設備を損傷するおそれがあるかの有無。</p> <p>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるかの有無。</p> <p>(4) 徳島市生涯福祉センターの設置目的である健康判定・健康増進事業、各種講座、講演会等の開催に関する事業、福祉相談・福祉機器の展示及び高齢者対応住宅の展示に関する事業、保健、生涯学習及び福祉に関する各種情報の収集及び提供に関する事業、その他設置目的を達成するために必要な事業に支障があるかの有無。</p> <p>(5) その他公益上又は管理上適当であるかの有無。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 2 4 年 8 月 1 日設定（令和 3 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成 2 4 年 8 月 1 日設定（令和 3 年 4 月 1 日最終変更）